

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月25日
【会社名】	株式会社ストライクグループ
【英訳名】	Strike Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 邦彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	03-6848-0101（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村 康一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
【電話番号】	03-6895-6196
【事務連絡者氏名】	常務取締役 中村 康一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年8月21日開催の当社取締役会において、台湾に海外子会社を設立することを決議いたしました。当該子会社は、当社の特定子会社に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 台湾史特萊克股份有限公司
住所 : 台湾 台北市
代表者の氏名 : 董事長 金田 和也
資本金 : 2,000万台湾ドル(約100百万円)
事業の内容 : M & A 支援事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前:—

異動後:1,100万台湾ドル(約55百万円)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前:—

異動後:55%

(注)「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」には出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」には出資比率をそれぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 新規設立の当該会社の資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当該特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 2026年10月(予定)